

令和元年9月9日

第30回足立区景観審議会議事録

足立区役所 南館8階 庁議室

足立区景観審議会 会議概要

会 議 名	第30回足立区景観審議会		
事 務 局	都市建設部 都市計画課		
開催年月日	令和元年9月9日(月)		
開催時間	午後1時30分～午後2時46分		
開催場所	足立区役所 南館8階 庁議室		
区長の出席	有(無)		
出席者	会長 倉田 直道 委員	副会長 鈴木 誠 委員	松下 希和 委員
	署名委員 千葉 一輝 委員	浅子 けい子 委員	岡安 たかし 委員
	さの 智恵子 委員	土屋 のりこ 委員	長澤 こうすけ 委員
	齋藤 きよみ 委員	山屋 昭夫 委員	乾 雅榮 委員
	海老沼 孝二 委員	工藤 康浩 委員	砂原 桃子 委員
	窪田 数夫 臨時委員		
欠席者	村田 雅利 委員	今井 和江 委員	
関係区職員	専 門 委 員・幹 事		
	副区長 長谷川 勝美 幹事	政策経営部長 勝田 実 幹事	資産管理部長 田中 靖夫 幹事
	産業経済部長 吉田 厚子 幹事	都市建設部長 大山 日出夫 幹事	市街地整備室長 佐々木 拓 幹事
	みどりと公園推進室長 臼倉 憲二 幹事	建築室長 成井 二三男 幹事	

そ の 他 区 関 係 職 員		
資産管理課長 大竹 俊樹	企画調整課長 犬童 尚	まちづくり課長 稲本 望
みどり推進課長 小林 裕幸	区営住宅更新担当課長 黒木 研次	団地建替調整係長 堀 幸裕
団地建替調整係 主任 加藤 智子	団地建替調整係員 村田 拓矢	
事 務 局		
都市計画課長 中村 博	都市計画係長 大田 和弘	景観計画係長 山下 栄一
景観計画係 主任 石原 希	景観計画係 主任 阿部 頼子	景観計画係員 神田 恒平
景観計画係員 三好 健斗		
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・第30回足立区景観審議会（令和元年9月）次第 ・第30回足立区景観審議会 委員名簿 ・第30回足立区景観審議会 座席表 ・第30回足立区景観審議会（令和元年9月）議案書 ・第1号議案説明資料 東保木間一丁目地区景観ガイドライン（案） ・第30回足立区景観審議会（令和元年9月）報告書 ・報告1説明資料1 足立区景観計画改定スケジュール及び検討内容（案） ・報告1説明資料2 足立区景観計画 課題と施策の方向性シート ・報告2説明資料 計画名称：H30ハートアイランド新田一番街他1団地 外壁修繕その他工事 色彩計画書 ・報告3説明資料 （仮称）足立区千住三丁目計画 ー景観資料ー ・リーフレット「西新井大師地区を特別景観形成地区に指定しました」 	
そ の 他	傍聴人：有・ <input checked="" type="radio"/> 無（ 人） その他の参加者：有・ <input checked="" type="radio"/> 無	

(審議経過)

○中村都市計画課長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、また台風によります交通機関運休による混乱等の中、第30回足立区景観審議会へご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきます都市計画課長の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに3点ご案内させていただきます。

まず、審議会の公開についてでございます。本審議会は公開を原則としております。このため、会議記録につきましては区ホームページで公開させていただいております。また、会議記録作成のため録音をさせていただきますので、あらかじめご了解をお願いいたします。

次に、モニター・マイクの使い方についてご案内いたします。本日の説明は座席のモニターと、事前に配付させていただきました紙の資料を併用してご説明させていただきます。モニターが見つらい場合はお手元の資料をご覧くださいませようをお願いいたします。

3点目でございます。皆様の席上のマイクですが、ご発言の際にスイッチを入れていただきまして、ご発言が終わりましたらスイッチをお切りいただきますようお願い申し上げます。

なお本日、今井委員は所用により欠席のご連絡をいただいております。

さて、本日は事前に配付してございます資料にもありますとおり、二部構成とさせていただきます。

初めに、第一部の「委員の委嘱について」でございます。区議会議員の改選及び足立区観光交流協会からの推薦によりまして、新たに5名の足立区景観審議会委員が選出されましたので、ご紹介させていただきます。資料にあります足立区景観審議会委員名簿の順でご紹介の後、長谷川副区長からお一人ずつ委嘱状をお渡しいたします。

足立区議会議員、浅子けい子様。

足立区議会議員、岡安たかし様。

足立区議会議員、さの智恵子様。

足立区議会議員、長澤こうすけ様。

足立区観光交流協会評議員、乾雅榮様。

それでは、お一人ずつ長谷川副区長から委

嘱状をお渡しいたします。

○長谷川幹事 委嘱状、浅子けい子様。足立区景観審議会委員を委嘱します。

令和元年6月7日、足立区長、近藤やよい。よろしく願いいたします。

委嘱状、岡安たかし様。以下同文です。よろしく願いいたします。

委嘱状、さの智恵子様。以下同文です。よろしく願いいたします。

委嘱状、長澤こうすけ様。以下同文です。よろしく願いいたします。

委嘱状、乾雅榮様。以下同文です。よろしく願いいたします。

○中村都市計画課長 委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、職員の異動によりまして新たに1名の幹事が任命されましたので、ご紹介いたします。

成井建築室長でございます。

以上で、第一部「委員の委嘱」を終わります。

続きまして、第二部「議案審議」に移らせていただきます。

それでは、これからの議事進行につきましては倉田会長をお願いいたします。倉田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○倉田会長 皆さん、こんにちは。今日はなかなかここへ来るまで大変でして、やはり交通機関がかなり乱れていまして、恐らく松下委員も駅のあたりで相当困っておられるのではないかと推察いたします。

これは景観審議会ですけれども、たまたま私、学会で気候災害特別委員会にひよんなことから巻き込まれておりまして、今そこでのいろいろ議論をしているのですけれども、議論を始めたらいきなり、いろいろなところで気候災害が起きておりまして、今日もここへ来る時に通常に比べるとかなり時間もかかりましたし、ただ、具体的な被害ということではないのですけれども、やはり災害に弱い都市なのかなと実感しました。そういう意味で、景観審議会ですから景観も非常に大事なのですけれども、災害というものも本当に大事なと今日実感して、ここに参りました。

それでは、今日の景観審議会、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名人は私と千葉委員が務めますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○中村都市計画課長 それでは、本日の資料を確認させていただきます。

事前に送付させていただいた資料といたしまして、1つ目、次第でございます。

続きまして、名簿でございます。

それから、座席表でございます。

続きまして、A4横の一つぶりの議案書がございます。

続きまして、審議案件資料といたしまして、右上に「第1号議案 説明資料」とありますA4とA3一つぶりの資料でございます。

それから、A4横の一つぶりの報告書でございます。

それから、報告案件資料といたしまして、右上に「報告1 説明資料1」とありますA4で1枚の資料でございます。

「報告1 説明資料2」とあるA3で1枚の資料でございます。

「報告2 説明資料」とありますA4とA3の一つぶりの資料がございます。

そして、「報告3 説明資料」とありますA3の一つぶりの資料でございます。

以上、事前に配付させていただいているところでございます。

また、本日、A3を観音折りした西新井大師地区のリーフレットを机上に置かせていただいております。

以上が本日の資料となっております。資料の不足はございますでしょうか。ご不足の資料がございましたら、事務局までお申し付けください。

さらに参考資料といたしまして、景観計画等をとじ込んでございます紺色のファイル、景観ガイドラインをとじ込んでございます黄緑色のファイルを席上にご用意してございます。参考資料につきましては、必要に応じてご参照ください。

資料の確認については以上でございます。

○倉田会長 それでは続きまして、事務局より本日の出席定数のご報告をお願いいたします。

○中村都市計画課長 本日、定数18名のところ15名のご出席をいただいております。本審議会が有効に成立することをご報告いたします。

○倉田会長 それでは続きまして、本日の議題について事務局よりご説明をお願いいた

します。

○中村都市計画課長 本日の議題ですが、審議案件が1件、報告事項が3件でございます。

審議事項につきましては、第1号議案「東保木間一丁目地区景観ガイドラインについて」でございます。

報告事項につきましては、報告1「足立区景観計画の改定について」、報告2「景観形成調整部会における審議結果について」、報告3「事前協議案件の工事完了について」でございます。

事務局からは以上でございます。

○倉田会長 それでは、次第1「審議」に入りたいと思います。

第1号議案「東保木間一丁目地区景観ガイドラインについて」の説明を都市計画課長よりお願いいたします。

○中村都市計画課長 それでは、第1号議案「東保木間一丁目地区景観ガイドライン」について、ご説明させていただきます。お手元の資料では、議案書の1ページとなります。

提案理由でございます。足立区景観条例第22条第1項では、大規模開発事業を行おうとする者にはあらかじめ地区の景観ガイドラインの作成が義務づけられています。東保木間一丁目地区は、敷地面積が3haを超える一団地のため、大規模開発事業に該当いたします。都営住宅の建替えに当たり、景観ガイドラインの作成のため、足立区景観条例第23条第2項の規定に基づき、足立区景観審議会の意見を聞くため提案するものでございます。この景観ガイドラインは、地区の良好な景観形成の方針等について事業者が作成するものでございます。景観ガイドライン策定後は、具体的な建築計画の際、高さが15m、延べ面積が1,000㎡以上の建築物について、東京都は景観ガイドラインをもとに個別建設事業として区と事前協議することとなります。

続きまして、お手元の資料では議案書の2ページをご覧ください。本件の概要についてご説明いたします。

都営保木間第4アパートは、足立区北東部、つくばエクスプレス六町駅から北西約1kmに位置し、地区の西側約900mに国道4号線が通っています。また、地区北側には都立淵江高等学校、総合スポーツセンター公園が隣接しています。約3.9haの敷地には、昭和41～43年度に全22棟824戸の

都営住宅が建設されています。

当団地は、建設後50年近くが経過し、各住棟の老朽化が進むとともに、一部住棟の耐震性が不足していることから、東京都が建替え事業に着手することとなりました。

建替え事業に際し、地区特性を生かした景観形成の誘導を図るため、当地区の景観ガイドラインを作成するものでございます。

次に検討経緯でございますが、本件はこれまでに景観形成調整部会において、昨年10月、今年6月の2回にわたり検討を行いました。各調整部会時の意見と事業者からの回答につきましては、3ページ～6ページに記載してございます。これらの意見・回答に基づきまして、事務局及び区の各担当部署と事業者で調整を行ってきております。

それでは、本景観ガイドラインの内容につきましてご説明いたします。お手元の資料では、右上に「第1号議案 説明資料」と書かれたA4とA3一つづりの資料のA3の1ページ目をご覧ください。

1ページに、背景と目的、景観ガイドラインの位置づけについて記載してございます。

2ページからは、地区の位置や概要を記載してございます。

6ページからは、上位計画や関連計画について記載しております。

続きまして、13ページになりますが、こちらでは都営保木間第4アパート建替えに伴う、建替えまちづくり構想に示す地区の生かす生かすべき点と改善すべき点、まちづくりの目標と基本方針を掲げてございます。

14ページ左側では、土地利用方針を記載してございます。下の図の黄色の部分に「住宅ゾーン」とし、地区の南側、補助259号線沿いを「高層エリア」、その他を「中層エリア」としております。地区南西の角、紫色の部分に「公共公益施設ゾーン」、その他、緑色の部分を「広場ゾーン」としております。

14ページ右側は、足立区景観計画における本地区の位置づけです。

15ページには団地内の景観特性、16ページには団地周辺の景観特性について記載されております。

17ページをご覧ください。本地区では景観形成指針として、記載の景観形成の基本目標と3つのコンセプトを挙げています。本地区の景観形成の基本目標を「周辺の公共施設と連携した、豊かな緑環境の継承・拡充によ

るゆとりと潤いのあるまち」としています。コンセプトとして、オープンスペースを活用した景観形成、豊かな緑環境を中心とした景観形成、周辺地域と調和した良好な住宅地の景観形成の3点を挙げております。

18ページをご覧ください。1つ目のコンセプト、オープンスペースを活用した景観形成についてです。

本地区は、総合スポーツセンターや東保木間一丁目アパートの広場、生産緑地等がまとまっていることを踏まえ、左側に記載のあるイメージ図のように、団地東側の広場を再整備し、日常は地域活動の場、非常時は避難場所として周辺施設と一体的に利用できる「東保木間みんなの活動ゾーン」の形成を図ります。また、まちかど広場や南西側の広場を活用し、地域住民の憩いの場となるよう計画しております。

19ページでは、歩行者空間の拡充による景観形成として、団地の北側・西側道路の歩道拡幅及び歩道状空地の整備、見通しコーナーや歩行者サブネットワークの配置により、安全で快適な歩行者空間を形成するとしております。

20ページでは、2つ目のコンセプト、豊かな緑環境を中心とした景観形成として、まず緑のネットワークによる景観形成を図るため、周辺の公園等の緑の拠点をネットワーク化し、特に北側の歩行者空間と団地中央のコミュニティ道路沿いや団地東側道路沿いに厚みのある緑の軸を形成します。あわせて、右側の平面・断面イメージ図にありますように、ところどころに休憩スペース等の憩える空間を創出し、団地内広場等、ポイントとなる場所に既存樹木をシンボルツリーとして配置いたします。

21ページでは、豊かな緑の継承と拡充による景観形成としまして、既存樹木の保存・活用に向け、重点保存エリアやシンボルツリーを位置づけています。あわせて、周辺樹木と調和した樹種を新たに植えることで豊かな緑環境を継承・拡充し、魅力的な景観形成を図ります。

22ページでは、3つ目のコンセプト、周辺地域と調和した良好な住宅地の景観形成として、中層住宅と高層住宅でエリアを分け、まとまりのある住棟配置を確保しつつ、調整部会での意見を反映し、雁行配置等の適度な変化のある住棟配置による景観形成を図り

ます。また、周辺環境と調和した際の処理による景観形成として、地区外周部には樹木を配置することによる建物の圧迫感の緩和や、建物配置では道路から壁面を後退させる等、十分な距離を確保し、周辺市街地との調和を図ります。

23ページでは、その他の要素別景観形成指針として、①ユニバーサルデザインの導入、②防犯や緑化、周囲との調和等に配慮した屋外施設、③通路や歩道状空地に用いる舗装材等について記載しております。

続きまして、24ページでは、屋外広告物や環境に配慮した取り組み、照明計画に関する指針を記載しております。照明計画の団地内屋外灯については、調整部会での意見を反映しまして、防犯性に配慮し夜間の安全性・安心感を確保するとともに、温かみのある質の高い光にすることや、住棟前では住戸への光害とならないように配慮するとしております。

最後に、25ページでは色彩について記載しております。本地区では、周辺建物と調和し緑が優しく映える色彩として、ベースカラーをO YR～4. 9 YR、黄赤系の高明度、低彩度のベージュ色としております。

以上で第1号議案「東保木間一丁目地区景観ガイドライン」の説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。○倉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして何かご意見・ご質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでしょう。

鈴木委員、千葉委員は調整部会の委員でもおられるので、何か追加でご説明いただけることがありましたら。——どうぞ、浅子委員お願ひいたします。

○浅子委員 区議会議員の浅子です。

質問なのですけれども、景観形成の基本目標として「周辺の公共施設と連携した、豊かな緑環境の継承・拡充によるゆとりと潤いのあるまち」ということで17ページの一番大きな目標に掲げてありまして、地域全体と調和がとれたということで、非常に緑の豊かな地域なのかなと思ひまして、これからも緑をこうやって継承・拡充しますと言っているのですけれども、実際に今回建替えが行われる中で、樹木被覆率とかいろいろありますけれども、緑の割合は増えるということですのでよろしいですか。

○中村都市計画課長 既存の樹木については保存をしながら、新しい樹木についても新植をしてということでございますので、今よりも緑豊かな、また、いろいろな樹種、四季を感じる草花、そういうものを含めて緑づくり、景観づくりをしていくという方針のガイドラインをつくってきているところでございます。

○浅子委員 あと、シンボルの木をということで何か所かに置いてありまして、今までもこういう木が植えてありましたと、例えば21ページには「既存樹木の保存・継承による景観形成」と書かれまして、桜とかイチョウとかが植えてありまして書かれているのですが、このシンボルとなる木というのは各箇所、その地域の方のご意見を聞いて、どの木を植えていくかを決めていくのでしょうか。

○中村都市計画課長 シンボルとなる木については、それぞれの場所で大きく育っている木についてシンボルツリーとして挙げさせていただいています。今後植えていく木につきましては、それぞれ個別の建替え事業で事業者・東京都と事前協議をしましてしますので、その中で具体的な樹木についても調整していきたいと考えているところでございます。

○浅子委員 わかりました。ぜひ住んでいる方のご意見をしっかり聞いて、今ある木を大切にしながら、皆さんに喜んでもらえるような植樹もしていただきたいと思います。

それと、ユニバーサルデザインということが最後のほうに書かれてありまして、私も地域の都営住宅の建替えをされた方から、これからは高齢者が増えるということで、都営住宅でも、建替えですから、かなり年配の方もこの住宅にも住んでいらっしゃるって、住みかえでもまた住み続ける方が多いかと思うのですけれども、この間はデイサービスに行かれる方が増えてありまして、デイに行く車の出入りが同じ時間になったりして、一定の時間駐車をしてデイに行かれる方がそこに乗っていかれるのですけれども、施設に行く車の駐車場の確保とか、そういうこともこれからは重要になってくるのかなと思ひています。あと、この地域は六町から行けるらしいのですけれども、私は場所がはっきりわかっていないのですけれども、親戚の方とかがい

らっしゃるときに車の使用が一定程度あるのかなと思ひまして、そういう配慮もなされるのでしょうか。

○中村都市計画課長 今回このガイドラインで大きな方針を示してございますけれども、例えば具体的な駐車場の位置、また台数、そういったものにつきまして、今後個別の建設事業、建替えの計画につきまして、東京都と事前協議をしましてまいります。その中で東京都と調整をしましてまいりたいと考えてございます。

○倉田会長 よろしいですか。

ほか、いかがでしょう。

○海老沼委員 商工会議所から出向してまいります海老沼と申しますが、余りご意見が出ていらっしゃらないようなので、本題からはちょっと外れるかもしれませんが、申しわけございませんが、この審議会はあくまでも景観形成計画について審議をするということですので、冒頭、会長からも今日の台風の話も出ていましたけれども、区民の命を守るという防災面についても関連項目として何かここで協議をする部分があるのかどうか。この計画は、もともととても緑が豊かなアパートなものですから、その中につくり出すものも既存樹木も上手に使いながら、地域の方にとってもとても潤いのある、それから総合スポーツ公園のほうにも行くゾーンとして、広場ゾーンの連続性も非常に考えられていて、とてもいいことだなと思うのですけれども、例えばこの足立区のハザードマップを見ますと、利根川がもし氾濫したときは2階まで浸水する可能性もあるという部分もございまして、例えば昨年、綾瀬警察署管内で垂直避難の協定を結び、また地域のマンション所有者の方のご協力もいただいて、そういう取り組みを全国で初めてしたということがございます。そういうのは共助のとてもいい例だと思うのですが、こういう計画を立てるときに、その観点も少し考え方に入れる部分が、意識する部分があったらいいのかなと思うのですけれども、その点について質問でございます。

○中村都市計画課長 東保木間一丁目地区、また総合スポーツセンターのところは、総合スポーツセンター一帯の避難場所に位置づいてございます。東京都の都営住宅と足立区で大規模な水害時における緊急避難に関する覚書を交わしてございます。水害時等のと

きに、まさに垂直避難をするという覚書を交わしております、団地居住の方、近くの方の方方も一時的に避難できるようにということで覚書を結んでおります。こういったものも含めながら、協議する中で、我々景観の立場ですけれども、東京都のほうに避難時の、まさにここは日常時と避難時ということで景観形成を考えているところですので、防災避難といった面についても今後個別の計画をつくるときに一つの重要ポイントとして調整・協議をしていきたいと考えております。

○海老沼委員 それを聞いて安心しました。ありがとうございました。

○倉田会長 どうぞ。

○長澤委員 区議会の長澤こうすけです。

今回新たに東保木間一丁目団地が建替えになるに当たって、団地のバルコニー側に緑のネットを張ってある部屋が多く、ハトのふん害などがあるということで、結構住民から相談を受けてきました。こういったものが景観を損ねているというのも一つあると思うのですけれども、新たに建替えるに当たって対策を立てることが景観を維持する上で必要だと思うのですが、そういったことは何か、J K Kとかそちらではやっているのでしょうか。

○黒木区営住宅更新担当課長 現時点では具体的な協議は進めておりませんが、今後協議を進めるに当たりまして東京都と、そういったものが景観の邪魔になっているというお話をした上で協議を進めていきたいと考えております。

○長澤委員 せっかくこうやって建替えエリア的に景観を一体化させてやっていこうという中で、住民の生活のルールといったものも景観に直結してくると思うので、入居のタイミングでこういったルールを徹底してもらうことで、この地域の景観を整えていくことになると思うので、そういったことも意見として挙げていただくのがいいのかなと思うので、ぜひよろしく願いいたします。

○倉田会長 今のお話はどちらかと言うと、建物そのものというよりは、暮らし方の中で景観に影響するようなことについて、皆さんでルールを決められたらどうかというお話ですね。ありがとうございます。

——どうぞ。

○工藤委員 区民委員の工藤です。よろしく願いいたします。

17ページのコンセプトのところに記載があって、実は景観調整部会で相当な議論をしたところなのですけれども、今「東保木間みんなの活動ゾーン」というちょっと長いタイトルの活動ゾーンができていますけれども、これは当初「オープンスペース拠点」というあやふやな名前がついていて、何を目的とするかわからないということがあって、こういう名前に直してもらったという経緯があります。

そのコンセプトとなるところに、今まさに防災の話も出ましたけれども、日常的な地域活動の場にしたいというお話で、非常にいいことだと思って調整部会で話っていたのですけれども、問題は、前回の委員会で申し上げたのですけれども、足立区が多くの都営団地を建替えていく中で、コミュニティに関することの仕掛けづくりがすごく重要になってきます。もちろん、これは景観条例で片づくことではないということは重々承知しているのですけれども、こういうところがすごく、これからの足立区を大きくコミュニティの豊かな町並みにしていくというところをぜひ皆さんと共有していきたいという意味で、そんな経緯があったということをお私から先ほど千葉先生からご説明とあったのですけれども、勝手に私がしゃべっていますけれども、そういう意味で非常に重要なファクターであるということだけお伝えしたい。

それと、これはお叱りを覚悟で言うのですけれども、もう1つ。今日新しく区議の方が委員になられたというご紹介がありましたけれども、先ほどの質疑の中でこの場所をよく知らないというご意見があったのですけれども、この資料は2週間以上前に恐らく配付されていて、この話題が審議として挙がるというものに対して、知らないという発言は私は区民として看過できません。やはりその間に少しでも行って場所を見て、どういうまちであるか、どういう問題があるかを自分の目で確かめて、それからこの審議に臨むべきではないかなと、ちょっと生意気ながら思います。

以上です。

○倉田会長 ありがとうございます。

——どうぞ。

○土屋委員 1点お聞きしたいのですが、「ユニバーサルデザインに配慮した塗装材料とする」と23ページに書かれているので

すけれども、例えばユニバーサルデザイン、バリアフリーといった観点から、点字ブロック等の増設等は検討されているのかどうかというあたりはいかがでしょうか。

○中村都市計画課長 点字ブロックを含めて、これから具体的な協議になるかと思えます。新しく建物をつくりますので、エレベーターですとかスロープですとか、そういったものと含めて点字ブロックについても、どういものがどういところに必要なのか、東京都と調整を図ってまいりたいと考えております。

○土屋委員 点字ブロックといったときに、例えば23ページに出ているのは黄色い普通のブロックなのですけれども、区役所庁舎1階であればグレーのフロアにグレーの色の視覚的に目立たないように点字ブロックを敷設されていたりするのですけれども、ユニバーサルデザインは本当に難しく、誰にとっても見やすいデザインというのが、障がい特性がある方、弱視の方からしたら、例えばこの庁舎1階のブロックは見えない、わからないとおっしゃるのですね。そういったいろいろな区民の方がいらっしゃるって、私も団地を回っているときに、正面しか見えなくて横が見えないという超弱視の方からのご意見で、こういった派手に目立つ黄色いブロックの敷設じゃないと困るという方もいらっしゃるって、景観という目立つものがない、調和したほうがきれいかなという考え方もあるのかもしれませんが、そうした弱視の方の視点からも、目立つ、はっきりここにあるよという形での、さまざまな障がい特性を持った方に対してのユニバーサルデザインということでお願いできればと。これは意見としてお願いしたいと思います。

○倉田会長 ありがとうございます。

では、さの委員お願いします。

○さの委員 区議会のさのでございます。

私からは、13ページにございます「まちづくりの目標と基本方針」ということで、改善すべき点ということで、団地の北側や西側の道路は歩行者空間が狭いということでもございました。狭い道ですとどうしても、木が高くございまして歩行に不安があるというものもあるかと思えます。こちらの場所ではないのですが、以前、若い女性の方が、夜遅くなると高い木があると怖いというお声等もございました。

また一方で、19ページには見通しコーナーということで、大変見通しがいい道路でございますが、北側や西側については、このような形で見通しよくこれからなされるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○中村都市計画課長 既存樹木、また新たに植える樹木については、防犯・安全面も含めて、団地の外周については、まず歩きやすく歩道・歩行者空間を整備していくというところが1点ございますけれども、見通しについても含めて、安全面も含めて調整をしながら、植樹の位置等も含めて考えていきたい。

また委員のおっしゃるように、道路の交差部分については、見通しコーナーが景観ガイドラインをつくっていく上での大きなポイントの一つになってきています。安全面、それから景観のポイントというところで、見通しコーナー、角の部分については一つの大きなポイントとしての景観をつくっていくと考えているところでございます。

○さの委員 では、今後はぜひ、明るい街灯とか、また防犯カメラ等の設置もよろしくお願いたします。要望です。以上です。

○倉田会長 ほか、いかがでしょうか。

○砂原委員 区民委員の砂原です。よろしくお願いたします。

私、この総合スポーツセンターを非常によく利用しておりまして、区民大会とか、子どもと行ったりしておりまして、長年通っているのですけれども、実はこの都営住宅の中にある広場ゾーンは、今も広場の形をしていると思うのですが、ここが遊べる場所だというのが——今運用上遊んでいいところかはわからないのですけれども、今工藤委員からお伺いしたとおり、ここは活性化するゾーンだということで、反対側に公園があると、親が子どもを連れてスポーツの応援に来ていて、子どもをちょっと遊ばせたいとなったときに、反対側の公園はすごく混雑するタイミングがあるのです。なので反対側のこの広場ゾーンも使えるということであれば、より子連れでスポーツとかに来やすいなと思ひまして、そのときに大抵のお母様方は、住宅の中の広場というのは入っちゃいけないみたいに思っているように思ひますし、今グーグルマップで見たのですけれども、普通の通路の入り口ですと、居住者の方が通られると思うとすると、ここの広場の角とかのエンタランスがどのようにつくられるとか、ここ

はみんなが遊んでいいんだよという、ぱっと見たときのメッセージ性が施工されるときに少しあれば、ここに書いた構想のようなものが実現するのかなと思うので、ここが居住者のための顔なのか、地域に開いているのかというのは、この後のデザインで地域に開かれたデザインになっていくといいなと。

お願いというか、希望を言わせていただきました。

○中村都市計画課長 団地内の広場でありますので、土地そのものは東京都のものでございます。居住者の方がご利用いただくことはありますけれども、決して地域の方がご利用できないということではなく、むしろ日常時にコミュニケーションの場として活用できるようにするにはどうしたらいいのか。こういったことについてまた今後具体的に、出入り口ですとか、あるいはお知らせだとか、そういうものについては東京都と協議をしまひりたいと考えております。

○黒木区営住宅更新担当課長 いただいたご意見を東京都にお伝えして、具体的な設計に反映するようにお願したいと思ひます。

○砂原委員 ありがとうございます。

○倉田会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○乾委員 乾と申します。

みんなの活動ゾーンのところに生産緑地が入っているのですけれども、これは個人の持ち物の土地でしょうか。

○中村都市計画課長 個人でお持ちの土地でございます。

○乾委員 みんなの活動ゾーンの中に入っているのですけれども、将来的にどうなるのでしょうか。例えば個人のものだったらここに大きなビルが建つとか、そういうことも考えられるわけでしょうか。

○中村都市計画課長 個人の土地でございますので、究極を申し上げますと、建物が建ってしまうこともあるところでございます。ただ、今現在は生産緑地として活用されておりますので、できるだけ残していただきたいというお願いをしてまひりたいと考えているところでございます。

○倉田会長 よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

では、1つ私からよろしいですか。

今回のこのガイドラインの中では、歩行者空間の充実と言ひますか、拡幅も含めて書か

れているのですけれども、実は自転車は全然この中に入らないというのがちょっと気になっていまして、周辺にスポーツセンターもあつたりしますし、高等学校もあつたりするので、恐らく自転車の利用はこれまでもあつたでしょうし、これからもかなり増えるのではないかなと思うのですが、その中で歩道は充実したものになるかもしれないのですけれども、自転車の扱いはこれからどんどん増えるであろうと想像できるのですけれども、その辺の扱いがどうなっているのか気になったのでご質問させていただきました。いかがですか。

○中村都市計画課長 おっしゃるとおり、自転車についての記載がガイドラインの中に余りないところでございます。歩行者空間を含めて安全にということがございまして、自転車の通行は確かに多いところがございます。こういったものについて、例えば具体的にどういう形で整備をしていくのかについては、また東京都とも今後も調整を図っていきたくと改めて考えております。

○倉田会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○千葉委員 先ほど砂原委員から、みんなの活動ゾーンの入り口の公園の部分のお話が出て、とても結構な話だなと思ひまして、その以前に工藤委員から、この呼び名が「みんなの活動ゾーン」ということで非常にわかりやすくなってよかったなと思ひているのですけれども、お手元の資料の13ページをご覧いただきますと、ここにはもとの呼び名の「オープンスペース拠点」というのが、まだ痕跡として残っております。これがよく意味がわからないよということで、先ほど工藤委員から説明もあつたように、これで大分やりとりがあつたのですね。それで、この議案書4ページの(4)のところ、最初は意味がわからないので説明してほしいということで、説明があつたのですがそれでもわからないものですから、さらに6ページの(1)のところ、結局名前をちゃんと変えてほしいということで、都がこだわっているのか、なかなか変えてくれなかったのですが、結局今の「みんなの活動ゾーン」という形に名前が変わつたと。そのことで、この空間のイメージがよりわかりやすくなったために、先ほどのようないろいろな議論ができるようになったと思ひますので、その辺の経緯を今説明

させていただきました。

○倉田会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○鈴木委員 この案件で審議をしました部会の取りまとめをしています、鈴木です。

今日は初めての委員の方もおられるので、この審議案件の基本的な話というか、前段になるような話を私から申し上げたいのですけれども、足立区は同じ時期につくられた住宅団地がかなりの量で存在しています。これまでも旧住宅公団——今のUR、それから都営団地の建替えの案件が幾つか出てきていて、このガイドラインを作成していただいております。その中で、建物を取り壊して住棟配置が変わってくる間で、よりよい景観、ここでは住棟の配置だとか形、それと緑のストック——既存樹木ですね。この既存樹木がこれまでの案件では、建替えに伴って伐採されてしまう。あるいは、伐採されない予定だったのが、どういうわけか工事のときに邪魔になっていたとか、あるいは根っこが傷められていたという状況の中で失われてきたという経緯がありました。ですから、こういった建替えに関しては、既存樹木を保存してくださいということをはっきりと記していただくようなガイドラインの作成をまずはお願いしています。

と同時に、これまでの団地のつくり方だと、周辺との関連性が余り担保されていなかった。実際この案件も、東保木間一丁目地区だけに限って見ると、都立高校とか足立区の公園のところまで範囲に入れるというのは、実際には関係のない話なのです。自分の敷地の建替えだけです。それが、隣の生産緑地と区の総合スポーツ公園までを考えた上で今後の景観づくりをしていくのだというガイドラインにいただいております。これはほかの住宅団地の建替えのときも周辺との調和を図るような形、要するにwin-winの関係ですよ。隣もいいし、自分たちのほうもよくなる。これは考えてみれば、自分のまち全体というのは、敷地がここからここまでじゃなくて、住んでいる地域全体なわけだから、そういう考え方でお願いしますというスタンスでやっております。

その中で、先ほどのオープンスペースの拠点というのは、絵に描いたようなことじゃなくて、実際何に使うのかを考えてからやってくださいというのがネーミングの議論だっ

たのです。そんなことを今後もこういった住宅団地の建替えが出てきた際には、部会でも重点的にチェックしながら審議を進めたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

以上です。

○倉田会長 ありがとうございます。

今、鈴木委員——調整部会の部会長ですけれども——のご説明でかなり、どういう思いで協議が行われているかはおわかりいただけたのではないかなと思います。

ほか、ございませんか。

○浅子委員 区議会議員の浅子です。

直接景観とは関係ありませんが、景観ガイドライン事前協議申請書の裏を見ますと、事業の期間が2020年度からおおむね10年間となっているのです。今のすばらしいお話を聞いていると、緑も豊かで、都営住宅ができるんだと思うのですが、都のほうでどこから手がけるかというのはスケジュール的には決めていくのでしょうか。

○黒木区営住宅更新担当課長 大きい団地ですので、何期かに分けて工事を進めていくと思いますけれども、具体的にどこから着手するかということについては、まだ東京都で検討中と伺っております。

○倉田会長 よろしいですか。

いずれにしても、今回の議案については景観ガイドライン案ということですので、またこれからこれに基づいていろいろ設計なども進めるということなので、より具体的なことは、先ほどもご説明がありましたけれども、これから決まってくるということだと思います。

それでは、ここで本件につきまして採決いただきたいと思えます。

本件につきまして異議ないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○倉田会長 ありがとうございます。

それでは、第1号議案は異議のないものと決定いたしたいと思えます。

続きまして、次第2の「報告」に移りたいと思えます。事務局より「報告」についてのご説明をお願いいたします。

○山下景観計画係長 都市計画課景観計画係長の山下でございます。

それでは、報告1から報告3について、続けてご報告いたします。

まず初めに、報告1「足立区景観計画の改定について」でございます。お手元の報告書1ページをご覧ください。

足立区景観計画は平成21年5月に策定いたしまして、計画期間を5年とし、その後、平成26年度の見直しの際に5年間の計画期間の延長を行いました。

このたび、令和元年で策定より10年目を迎えるに当たりまして、現景観計画の実施状況を検証し、景観計画推進部会からのご意見をいただきながら改定作業を進めております。

つきましては、現在の進捗状況について報告するものでございます。

続きまして、お手元右上に「報告1 説明資料1」と記載されたA4の資料をご覧ください。景観計画改定の検討スケジュールでございます。

今後、11月予定の景観計画推進部会で、景観計画全体の構成、将来像、目標、施策の方向性の確認及び施策と施策群の掘り下げを行いまして、来年1月予定の推進部会で景観計画の改定(素案)について検討を進め、2月の景観審議会でご審議いただくとともに、パブリックコメント案としての意見交換を行う予定でございます。その後、景観計画改定(案)のパブリックコメントを3月ごろに1カ月間行います。さらに、令和2年5月の推進部会で区の考え方を整理いたしまして、7月ごろの足立区都市計画審議会において意見聴取を行います。9月ごろには景観審議会パブリックコメントの報告を行うとともに、都市計画審議会の意見を踏まえた策定案として最終的な取りまとめを行い、令和2年10月ごろの景観計画の改定を目指してまいります。

続きまして、お手元の資料右上に「報告1 説明資料2」と記載されたA3資料をご覧ください。課題と施策の方向性シートでございます。こちらについてのご説明をさせていただきます。

資料左上、景観計画改定の目的でございます。策定から10年、これまでは届出や事前協議を通じ、周辺と調和し景観が損なわれないよう誘導を進めてまいりました。これからの10年間はさらにステップアップして、区民や事業者と足立区の景観の保全を進めるとともに、区の魅力につながる新たな景観の創出にも積極的に取り組んでまいります。

また、資料左下になりますが、これからの景観施策の推進に当たりまして、景観がよくなるとどんなメリットがあるのか、区民が実感することが重要であると考えております。良好な景観形成による美しいまち、安全・安心なまち、にぎわいのあるまちといった、よりよいまちへの変化により、区民が愛着を持てるまちづくりを目指してまいります。

続きまして、今後の施策の方向性についてですが、これまでの景観計画の実施状況を検証し、抽出された課題を踏まえ、施策の方向性を3つの柱として決めました。1つ目の方向性は「様々な人が身近な景観の価値に気づき、ともに創る」とし、柱1を「景観の価値や魅力に気づき行動する人をつくる」としました。2つ目の方向性は「伝わりやすい事例による効果的な景観誘導を行う」とし、柱2を「建築計画等で協力が得られる規制誘導の体制をつくる」といたしました。3つ目の方向性は「区民や事業者に景観資源に対する意識を目覚めさせ、地域の魅力を高める」とし、柱3を「景観資源の重要性を周知し保全・創出するしくみをつくる」といたしました。これからは景観をともにつくる人づくりと、景観資源や特定地区の保全・創出の仕組みづくりについて特に重点的に取り組んでまいります。今後、景観計画推進部会においてさらに具体的な施策の掘り下げを行ってまいります。

報告1については以上でございます。

続きまして、報告2「景観形成調整部会における審議結果」についてご報告いたします。お手元の報告書2ページをご覧ください。

足立区では、区景観条例に基づく大規模建築物の建築等の事前協議及び開発地区内の個別建設事業に当たり、景観形成調整部会において意見聴取を行い、良好な景観誘導を行っています。前回2月の第29回景観審議会以降に協議が完了した案件1件について、その概要をご報告いたします。また、お手元の報告書4ページに、協議が完了した案件の位置を示した図がありますので、そちらもあわせてご確認ください。

それでは、報告2「H30ハートアイランド新田一番街他1団地外壁修繕その他工事」についてご報告いたします。お手元の資料右上に「報告2 説明資料」と記載のあるA3とA4一つづりの資料をご覧ください。

本件は、ハートアイランドSINDENデ

ザインガイドライン内において、高さが15m、延べ面積が1,000㎡以上の建築物の外観の変更該当するため、足立区景観条例第24条に基づく開発地区内における個別建設事業の事前協議を行いました。景観形成調整部会においてご審議いただき、協議が完了したため、その内容についてご報告するものでございます。

A3の資料02ページ、こちらは案内図でございます。本計画地は足立区の南西部、ハートアイランドSINDENデザインガイドラインの区域内、荒川の沿川に位置しております。

次の03ページは配置図でございます。03-1ページで一番街、03-2ページで二番街の配置図を示しております。どちらも駐車場棟とごみ集積場を囲うようにして住棟が建ち並んでおります。

続きまして、04ページでございます。こちらは修繕前の現況写真でございます。

続きまして、05ページ。こちらは今回の計画の工事概要となっております。外壁修繕工事のほか、共用廊下等の床シート張替えやエントランス改修工事等、建物の全体的な改修工事を計画しております。

続きまして、06ページでございます。今回の大規模改修工事のデザインコンセプトでございます。15年かけてまちができてきたものを強調するような色彩計画となるよう、まち側と川側で基調色に変化をつけるという計画になっております。

次の07ページで、一番街・二番街の配棟配色を示しております。

続きまして、08、09ページでございます。08ページのようなもともとの色遣いだったものを、09ページのようなまとまりのあるものとし、基調色の明暗を反転させることにより、従来の塗り分けのシステムとは違う変化を与えるよう計画されております。

次の10ページ、こちらが改修イメージでございます。10-1ページはまち側からの眺望イメージ、10-2ページは川側からの眺望イメージをご覧ください。

次の11ページからは着色立面図となっており、一番最後の11-9ページまで、一番街・二番街のまちからの眺望イメージを示した連続立面図がございます。カラーデザインコンセプトに基づきまして、まち側では主に暖色系、川側では寒色系の色遣いをしてお

り、敷地全体でのまとまりを大切にしたい計画となっております。

以上、部会意見も踏まえて問題なしと判断し、令和元年5月に事前協議を完了いたしました。

報告2については以上でございます。

続きまして、報告3「事前協議案件の工事完了」についてご報告いたします。お手元の資料では、報告書の3ページでございます。画面でもご覧いただけます。

足立区景観条例に基づく事前協議を行った案件でございます。前回の審議会以降に工事が完了した1件についてご説明いたします。報告書の4ページでは、本計画地の位置を示しておりますので、あわせてご確認ください。

それでは、お手元の資料右上に「報告3説明資料」と書かれたA3の資料をご覧ください。

本計画は、千住のお屋敷など、和の要素を取り入れたジャパニーズモダンをコンセプトとしております。

1ページ目は、計画時のパースと、同方向から撮影した竣工時の写真でございます。

2ページ目は、別方向からの外観写真と、正面エントランスの写真でございます。

3ページが、外観の詳細な写真です。⑦や⑧の写真の外壁部分につきましては、外壁の一部の仕上げを、型枠に杉材を使用することで、写真のような表面が杉板の木目のコンクリート仕上げとなっております。

続きまして、モニター画面をご覧ください。外観写真をまとめております。モニター⑫の正面エントランスの付近には、エントランスに和の印象を与えるため、黒い竹などを植栽しております。

報告3については以上です。

以上、報告を全て終わります。

○倉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局からご説明がございました3件の報告について、何かご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

○岡安委員 区議会の岡安です。

まず、景観計画全体のご説明の話なのですが、A3の1枚の大きい青色の方向性シートということでまとめていただいて、わかりやすく書いてあるのですが、冒頭、海老沼委員からもお話がありました、東保

木間一丁目の話だけではなくて景観計画全体に、今般のように水害、台風、また震災もそうなのですが、災害がピックアップされる時代になってきて、今回もテレビの中で外苑通りが、ひどい場所ですと50mに1本ぐらいずつ倒木で道を塞いでいる状況もあったりして、例えば樹木1本とっても、害虫に配慮するとか、夏の日影対策や冬の寒風対策とか、あるいは景観という意味でのさまざまな視点が大事なのですが、一歩災害という視点を取り入れると、また景観とは違った視点を入れなければいけない。

そういう視点も取り入れてくださいと言え、取り入れてますよという答えになるのですが、ここに関して見ても、災害という視点は文言では出てこないし、本当にどうやって入れるのかというのは、実は結構相反しているようなところがあると思うのです。先ほど言った外苑通りだって、夏の日影対策とか、そういう面では非常に有効なのですが、つくればつくるほど今度は台風のときには倒木してしまう。こういう相反する視点をこれからはもっともっと重視して入れていかなければいけないのではないかなと思いますし、ちょっと違う話なのですが、区民の中には、樹木一つとってもヤマモモですとかハープですとか、区民が食べられるものを植えてほしいという声もあったりして、こういったところもしっかり、区としては、景観の視点とか、こういうコンセプトでこういう樹木を植えているんですよと、さらに区民にも発信していく必要もあると思いますし、それは余談ですが、災害の視点、防災の視点をしっかりと位置づけるというのは、「わかりました、入れますよ」というほど簡単ではないなと思うのですが、この辺は今後どういう方針でしょうか。

○中村都市計画課長 確かに、簡単にお答えできるものではないと思います。ただ景観という分野については、委員のおっしゃるとおり、いろいろな分野にかかわってくるところでございます。その中で防災という視点も今後、おっしゃるような大きなウエートを占めてくるポイントになるところだと思いますので、こういった点も重視しながら今後景観計画改定作業を進めていきますけれども、その辺を考慮しながら、ほかの部門もいろいろなことが盛り込める、また、できるだけ相反しないような形で盛り込むにはどうしたら

いいのか、そういうことも部会委員の先生方からもご意見を頂戴しながら作業を進めてまいりたいと考えております。

○岡安委員 よろしくお願ひします。

○倉田会長 ほか、いかがでしょうか。

○浅子委員 区議会議員の浅子です。

先ほどのやはり、議案の中でもありますけれども、今度の景観計画の改定に当たっては、足立区の上位計画がこの間変わりました、それも取り入れながら変えていくということなのだと思っております。そういう点では、今お話があった災害に強い安全なまちづくりというのも盛り込まれるだろうし、地区の環境整備計画ということで、まちづくりの方針でもユニバーサルデザインというの、この間はいろいろな多様性という問題からも強く取り入れていかなければいけない内容ではないかと思っておりますけれども、青いA3判の「課題と施策の方向性」というのが、そういう全体の景観計画をこのようにつくっていきますというよりも、今までのやってきた課題はこれで、ですからこういう方向でやっていきますよというような、そこにとどまっているものなのかなと感じてしまうのですけれども、そういうことではなくて、全体をこんなふうにつくりますという中身になっているのでしょうか。読み取れないので大変申しわけありませんが。

○中村都市計画課長 おっしゃるとおり、この10年を振り返って課題を挙げさせていただいて、大きく方向性を導いてきたというところがこのシートでございます。全体的に今後の景観計画の構成をどうしていこうかというところについては、これをまた深めていって具体的な構成の中身づくりをしていくというたきものと考えてございます。

○倉田会長 いかがでしょうか。——どうぞ。

○海老沼委員 3番目の報告3「事前協議案件の工事完了について」のところなのですが、私は千住地域の放置自転車対策で街頭指導とかを仕事としてもしている点からお話しさせていただくのですが、千住三丁目計画の景観資料の一番後ろ、「⑦西側アプローチ外壁」と書いてある写真がございますね。ここにトクサが植わっていますね。これは実は30cmぐらいの幅のところ、トクサを植えてあるのですけれども、実はこの建築が始まる前の建物のときには放置自転車が非常に置かれて困っていたところなのです。た

った30cmぐらいのところ、自転車の前輪を乗せられてしまうものですから、結果として撤去活動ができない。それによって隣の道路の通行も非常にしづらいという弊害があったところなのですが、事業者さんがこういうすき間にでもトクサを植えていただいて、景観も非常によくなったのです。いい景観であると同時に、自転車を置けないような自然な施設づくりをしたものですから、私どもも非常に助かっています。いい例としてお話をさせていただきました。

○倉田会長 ご評価いただいたということですね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、続いて「その他」についてのご説明をお願いいたします。

○山下景観計画係長 それでは、「その他」ということで、平成31年4月に特別景観形成地区に指定いたしました西新井大師地区の周知・広報についてご連絡させていただきます。本日席上に配付しておりますA3観音折りのリーフレットをご覧ください。

こちらのリーフレットは、西新井大師地区の特別景観形成地区指定に伴いまして、景観法・足立区景観条例に基づく手続が変更することから、対象地区内の住民及び事業者への周知・広報を目的として作成いたしました。これまで地元町会への回覧、また事業者等に対して都市計画課窓口での配布を行ってまいりました。

その他、西新井大師地区につきましては、SNSを活用して足立区フェイスブックによる情報発信などを行ってまいりましたが、今後もさらなる周知に努めてまいります。

以上で「その他」についての説明を終わります。

○倉田会長 ありがとうございます。

それでは、これで本日の議案審議を終了したいと思います。

今日は景観計画の改定ということで今審議をしているお話を事務局からいただきましたけれども、景観計画を足立区で策定してから10年たつわけでありまして、10年前と現在では景観が社会において持つ役割と異なりますか、その意味も随分変わってきているのではないかと思います。

それから、先ほども事務局からお話がありましたように、景観というのはかなりいろい

ろな分野の行政施策にも絡んでいる部分でありまして、それがあつ程度見える形であらわれてきているのが景観だと言えなくはないので、そういう意味では現在進めております景観計画改定に向けての議論の中でも、今日皆さんからご指摘いただいた、特に災害の話はまさに、たまたま今日私が冒頭でお話しさせていただいたことで皆さんにそういう発言を誘導してしまったのかなという感じもしますけれども、やはりこれも非常に大事なことだと思いますので、その点も踏まえて、これからの景観ということでその辺もきちんと議論できればと私も思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

それでは、会の進行を事務局にお預けいたします。

○中村都市計画課長 倉田会長、議事進行ありがとうございます。

最後に、事務局から事務連絡が2点ございます。

1点目でございます。次回の審議会の開催日程でございますけれども、来年の2月ごろを予定してございます。開催日が決定次第、改めてご案内させていただきます。よろしくお願ひいたします。

2点目でございます。本日お車で来られた方につきましては、駐車券をご用意しておりますので、事務局までお申し出ください。

事務連絡につきましては以上でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

ないようでしたら、これにて第30回足立区景観審議会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。